

「ハンセン病家族訴訟」

2019年07月12日

ハンセン病患者の家族が差別被害を受けたと561人の原告が、国に損害賠償を求めた裁判で、熊本地裁は6月28日、3億7600万円の賠償を命じる判決を出した。賠償額は共通の慰謝料として30万円、療養所入所者が親や配偶者の場合100万円、兄弟の場合は20万円を加算し、33万円から143万円となっている。家族が受けた耐え難い差別に対する賠償としては、あまりに低いのではないか。しかし、国の責任を認めた判決は高く評価できる。同じ裁判で、鳥取地裁では、時効とし、原告は敗訴した。控訴を受けた広島高裁松江支部では、国民の間に偏見や差別意識があり、「国によって偏見や差別が創出されたとまではいえない」と、原告の請求を退けた。差別したのは国民であって、国とは言えないという判決で、強制的に隔離したのは国でないと言っているようだ。国にここまで忖度する裁判所になっているのである。現在、最高裁に上告中である。

熊本地裁と広島高裁では真逆な判決が出されたのであるが、安倍晋三首相は控訴しないと下記のように語った。「今回の判決内容については一部に受け入れがたい点もあることも事実だ。しかし、筆舌に尽くしがたい経験をされたご家族の皆さまのご苦勞をこれ以上、長引かせるわけにはいかない。その思いの下、異例のことではあるが、控訴しないこととした。この方針に沿って検討を進めるよう関係閣僚に先ほど指示をした。」いやいやながらの発言のようにも聞こえるが、原告者たちに直接会って、謝罪するかどうか。また、真逆の判決が出されているので、法的整合性を整えることや、被害者の範囲の認定など、前途は多難である。

小泉純一郎元首相は2001年、ハンセン病に関する訴訟に対し、「政府として深く反省し、率直におわび申し上げる」と表現し、控訴を断念した。この控訴断念により、参議院選挙で与党が大勝したと言われている。野党は、安倍首相の控訴断念は、小泉元首相に倣い、参議院選挙向けの決断であるとコメントしている。確かに、安倍首相らしいやり方であろうが、被害者の尊厳回復に賛同できる。

原告団長の林 力氏は、「当然のことだが、ほっとしている。誤った政策で培われた国民の偏見の解決に、国は全力を注いでいただきたい」と、国の誠実な対応を求めている。林 力氏の名前を聞き、かつて読んだ『父からの手紙 再び「癩者」の息子として』を思い出した。九州産業大学国際文化部教授の林氏が1997年に、身を切るような痛みをもって著わしている。父親はハンセン病と診断され、敬愛園に収容された。ハンセン病と宣告されると、全てを失い、人間が人間でなくなる扱いをされる。残された家族は父のハンセン病を隠し続けなければならない。収容されて、約10年後、ようやく隠れながら再会を果たしている。本人は苦しみを言葉では表現できず、ただ、涙であった。父からの手紙には「世にライ家族程、秘密を守りつづけて、苦しみ、悩むものはない。もし父がライ者ということが世人に判明したらと、そのみ日毎おそれおののいて悩み、苦しみ、脳裏に深く刻みこまれている。今更ながら、ライ者の家族の精神的苦悩の甚大なること、それはその家族のみが知る惨事である」と、家族に苦悩が及ばないことを切実に念願している。林氏は控訴断念を聞いて、「『隠す必要がなくなったよ』と父の霊前に手を合わせて報告したい」と語っている。原告たちへの賠償金は安倍首相が出すのではない。国民の税金である。国民はハンセン病患者とその家族を無視、放置した差別を認め、謝罪を込めて、熊本地裁の判決に真摯に向き合うべきである。